

Q. なぜ給付金額を 7,458 円としたのですか？

A. 物価高騰対策として、令和 8 年中に 6 か月分の水道基本料金を免除します。その対象と
ならない未給水地区等の方にも等しく物価高騰対策支援を行うため、一般的な家庭の水
道基本料金 2 か月分 2,486 円（税込）の 3 回分（6 か月分）の基本料金相当額（2,486 円
×3 回分=7,458 円）を給付します。

Q. 2 世帯ですが、申請書が 1 枚しか届いていません。

A. 給付金の交付は 1 戸につき 1 回限りです。同一建物に複数の世帯がある場合も、申請書
は 1 枚の配布となります。重複して申請することはできませんので、世帯主のうちお一
人が申請してください。

Q. 令和 8 年 5 月 1 日に宇部市に住民票がなく、5 月下旬に給付対象建物に引っ越してきた
場合は、申請できますか？

A. 令和 8 年 5 月 1 日に宇部市に住民票がない方は、対象外です。

Q. 水道が整備されていない地区に住んでいますが、申請書が届いていません。

A. 水道が整備されていない地区にお住まいの方は、給付対象となる場合があります。お手
数ですが、問い合わせフォームよりご連絡ください。申請・給付状況等を確認後、申請書
を郵送します。

Q. 申請書はどこで入手できますか？

A. 対象の方には、5 月下旬に申請書を配布しています。紛失された場合は、問い合わせフ
ォームからご連絡ください。申請・給付状況を確認後、申請書を郵送します。

Q. 給付金はいつ振り込まれますか？

A. 申請受理後、1 か月程度でご指定の口座に振り込みます。交付決定後に、振込予定日を
通知します。

Q. 振込先口座は本人名義でないといけませんか？

A. 原則として、下記の口座に振り込みます。

- ・個人の場合：申請者本人名義の口座
- ・法人の場合：法人名義の口座

Q. 世帯主（本人）が申請できない場合はどうすればよいですか？

A. 代理人による申請が可能です。お手数ですが、問い合わせフォームからご連絡ください。
委任状（市所定の様式）をお送りします。

Q. 世帯主が未成年（18 歳未満）でも、申請できますか？

A. 世帯主が未成年の場合は、親権者の方が代理申請してください。親権者であることが確
認できる書類が必要となります。お手数ですが、事前に問い合わせフォームからご連絡く
ださい。

Q. 申請内容に不備があった場合はどうなりますか？

A. 申請内容に不備がある場合は、市から連絡します。不備が解消されない場合は、給付金を交付できないため、速やかに対応ください。

Q. 問い合わせ先はどこですか？

A. ウェブサイト記載の問い合わせフォームからご連絡ください。

問い合わせフォームのご利用が難しい場合は、34-8200（給付金専用）へご連絡ください。

Q. マンションで水道を使っていますが、水道局と契約しているかわかりません。

A. マンション等で水道局と個別に契約せず、直接水道料金をお支払いされていない方（管理組合・オーナー等が一括契約している場合など）は、給付対象となる場合があります。対象の方には、5月下旬に申請書を配布していますので、ご確認ください。